

太田市地区商工団体運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業の振興と発展を図ることを目的に市内の商工団体（以下「商工団体」という。）が実施する中小商工業の振興発展と地域性豊かな街づくりを推進する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対し太田市地区商工団体運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる商工団体（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費のうち、事業費及び管理費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の2分の1の額を限度とする。

(1) 均等割額 50,000円

(2) 会員数割額 補助金の交付の申請をした日の属する会計年度の4月1日現在の補助対象者の会員数に1,100円を乗じて得た額

(3) 事業費割額 補助対象経費の額に市長が定める10分の1以内の率を乗じて得た額

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた商工団体は、事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた商工団体については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の交付を受けることができる商工団体

南太田商工振興会
石橋町商工業会
鳥之郷商工業会
菰川商工振興会
西九合商工振興会
太田商栄会
五丁目商栄会
浜町商工振興会
太田南一番街商店街組合